



佐賀県公報

平成19年
10月24日
(水曜日)
第 12973号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (五七一・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (五七二・〃) 一
- 佐賀県企業立地促進特区の区域の指定 (五七三・企業立地課) 一
- 都市計画事業変更の認可 (五七四・下水道課) 一
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商 工 課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三

○ 告 示

● 佐賀県告示第五百七十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十九年十月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社弘正

所在地 烏栖市儀徳町二千二百三十八番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護付有料老人ホーム南風Ⅱ号館

所在地 烏栖市今泉町二千三百九十五番地一

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

● 佐賀県告示第五百七十三号

佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

平成十九年十月二十四日

佐賀県知事 古川 康

区 域	指定年月日
小城市	平成一九年一〇月一六日

● 佐賀県告示第五百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護付有料老人ホーム南風Ⅱ号館

所在地 烏栖市今泉町二千三百九十五番地一

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

● 佐賀県告示第五百七十一号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十九年十月二十四日

佐賀県知事 古川 康

康

一 指定年月日 平成十九年十月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社弘正

所在地 烏栖市儀徳町二千二百三十八番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護付有料老人ホーム南風Ⅱ号館

所在地 烏栖市今泉町二千三百九十五番地一

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

平成十九年十月二十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 施行者の名称
佐賀市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
川副都市計画下水道事業 川副町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十年十一月十一日から
平成二十二年三月二十日まで
- 四 事業地
収用の部分 平成十年佐賀県告示第六百三十一号、平成十一年佐賀県告示第六百七号及び平成十七年佐賀県告示第五六十七号の事業地のうち、佐賀市川副町大字犬井道字無税地掘東の間地内を除く。
使用の部分 平成十年佐賀県告示第六百三十一号、平成十一年佐賀県告示第六百七号及び平成十七年佐賀県告示第一百六十七号の事業地のうち、佐賀市川副町大字犬井道字甚左エ門搦、字善五郎搦、字徳左エ門搦、字六左エ門搦、字藤内搦、字五右エ門搦、字五番搦、字五番外久五左エ門搦、字六番搦、字七番搦及び字久五左エ門搦並びに大字小々森字幸、字千秋搦及び字川端搦を加え、佐賀市川副町大字犬井道字無税地掘東の間、字別段搦東の間、字秀外搦、字東弘化搦、字秀搦、字新北搦、字御筋搦、字武十搦及び字戊年搦を削り、佐賀市川副町大字犬井道字一番搦、字伝兵工搦、字斎藤搦、字甚八搦、字廿人搦及び字二番搦地内にねこて事業地を変更する。

○ □ 地

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条

第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同
条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年10月24日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀県多久市北多久町多久原787 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行
う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年6月16日

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,305平方メートル

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 61台
駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 18台
荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 50平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側 8.59立方メートル
(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北西側 3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日
平成19年10月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成19年10月24日から

平成20年2月23日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、
意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した

意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年10月24日

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊万里市東山代町長浜字勝田の一-1814番38の一部、1814番41の一部、1814番43の一部、1814番138の一部及び1814番152の一部（新6工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊万里市東山代町長浜1385-1

株式会社武藤開発

申購
込先
料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月二十四日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
所 株式会社古川総合印刷